

事 務 連 絡
平成 21 年 10 月 26 日

(社) 日本産婦人科医会 御中

社会保険診療報酬支払基金

出産育児一時金等の過誤調整に関する同意書の取扱いについて (ご連絡)

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、同意書の趣旨が産科医療機関に正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。

このことから、当該同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう記載内容の一部を修正するとともに、当該同意書の趣旨につきまして、別添のとおり再度、都道府県医師会、産婦人科医会都道府県支部並びに産科医療機関各位に連絡することとしましたので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成 21 年〇月〇日

都道府県医師会

産婦人科医会都道府県支部 御中

〇〇〇社会保険診療報酬支払基金

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、同意書の趣旨が産科医療機関に正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。

このことから、当該同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう記載内容の一部を修正するとともに、当該同意書の趣旨につきまして、別添のとおり再度、産科医療機関各位に連絡することとしましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡

平成 21 年 ○ 月 ○ 日

産科医療機関 各位

〇〇〇社会保険診療報酬支払基金

出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、出産育児一時金等に係る過誤調整の取扱いにつきましては、各産科医療機関にお知らせした手続における同意書の趣旨が正確に伝わっていないとの指摘が各所から寄せられております。皆様に誤解・御心配をお掛けしていることをお詫び申し上げます。

この同意書は、被保険者資格の喪失が明らかとなった場合等に過誤調整を行うこととなる可能性を想定して医療機関から提出を求めるものですが、これは、資格喪失等の事実を知らなかったことについて医療機関側に責任が無い場合等も含めて一律に過誤調整を行うことへの同意を求めるものではございません。

あくまでも、医療機関側に責任があるために過誤調整に係る請求権が保険者に帰属する場合に、その請求権を支払機関が保険者に代わって行使することについての同意を求めているものでございます。

この点につきましては、本年 10 月 8 日に閣議決定された質問主意書への政府答弁においても、「医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の申出がない限り、資格喪失前の医療保険者から当該医療機関等に対し、出産育児一時金等が支払われる扱いとすることとしている」と明記されております。

なお、具体的な手続きにおいては、支払基金としては、医療機関各位に必ず事前にご連絡し、合意を得たうえで対応することとしております。

また、同意書の趣旨を明確にご理解いただけるよう、別添のとおり記載内容の一部を修正しましたので、併せてお知らせいたします。

以上、同意書の取扱いにつきまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

出産育児一時金の過誤調整に関する同意書

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金 宛

保険医療機関コード							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

保険医療機関の

所在地及び名称

開設者氏名

印

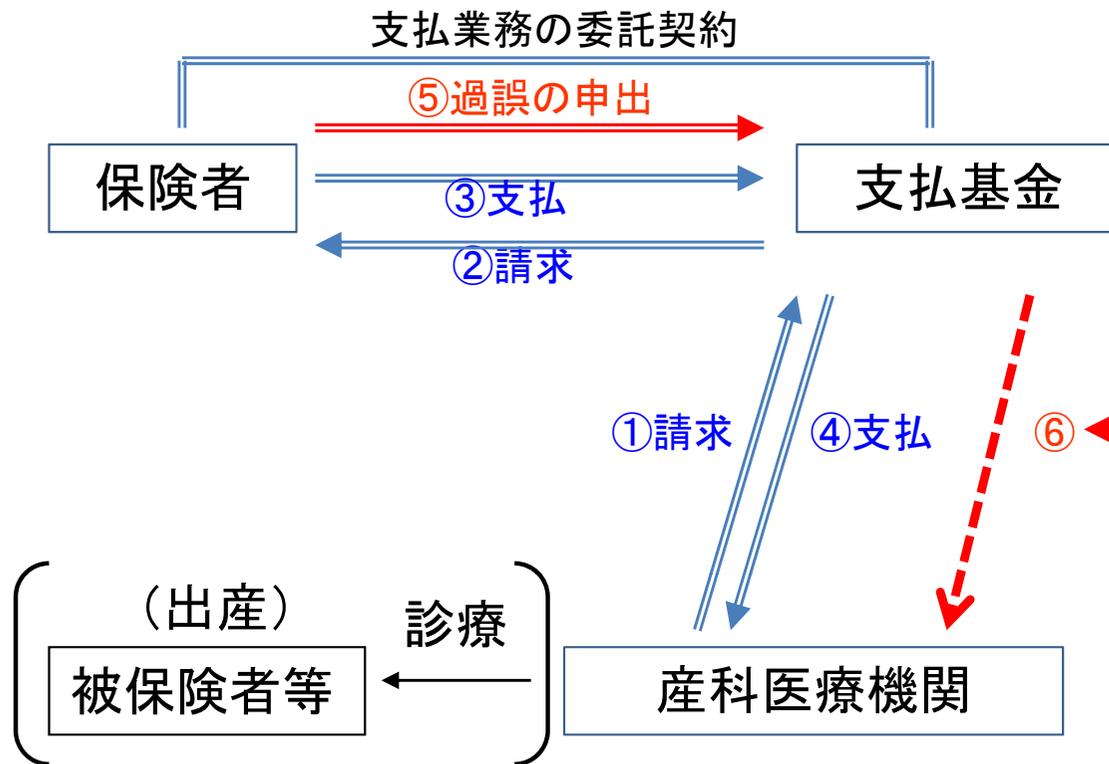
出産育児一時金(※)の支払に関し、保険者による資格確認等により支払が過誤と判明した出産育児一時金については、当医療機関に支払われる他の出産育児一時金（当該出産育児一時金を支払った保険者又はそれ以外の保険者から支払基金を通じて支払われるものに限る。）の充当による清算又は当医療機関からの戻入による清算を、**自らの責めに帰すべき事由があることを了解した場合に限り、支払基金を通じて行うことに同意する。**

(※) 家族出産育児一時金並びに共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法による出産費及び家族出産費を含む。

(ご提出の要領)

この同意書は、出産育児一時金の初回請求時に専用請求書と共に支払基金にご提出下さい。

出産育児一時金の流れ(保険者・支払基金・産科医療機関の関係)



支払基金は、保険者から過誤の申し出があった場合には、産科医療機関に事前連絡し、医療機関側に責任があることが確認されれば、過誤調整（他の出産育児一時金の支払との相殺等）を行います。

なお、過誤調整を行う権限が支払基金にあるのかどうか法的解釈が明確になっていないため、過誤調整の際には、支払基金が保険者に代わって調整を行うことについて医療機関から同意をいただく形となります。

(参考) 診療報酬の場合には支払基金が保険者と同様の地位に立つとの法令解釈は既に確立しています。

◆最高裁昭和48年12月20日第一小法廷判決(該当部分要旨)

「支払機関が、保険者等から診療報酬の支払委託を受ける関係は「公法上の契約関係」であり、「右委託を受けたときは、診療担当者に対し、その請求に係る診療報酬につき、自ら審査したところに従い、自己の名において支払をする法律上の義務を負う」

しかしながら、出産育児一時金の支払は法定業務ではないため、支払基金の立場で一方向的に相殺等による過誤調整ができるかどうかの法令解釈は明確になっていません。

→ 支払基金が保険者に代わって調整することについて医療機関側の同意が必要となります。

(*) 支払基金が実施している特定健診等の決済代行においては、過誤調整は健診等の実施機関と保険者との集合契約書に位置づけられ、事前に実施機関からの同意を包括的に得ている形となっています。